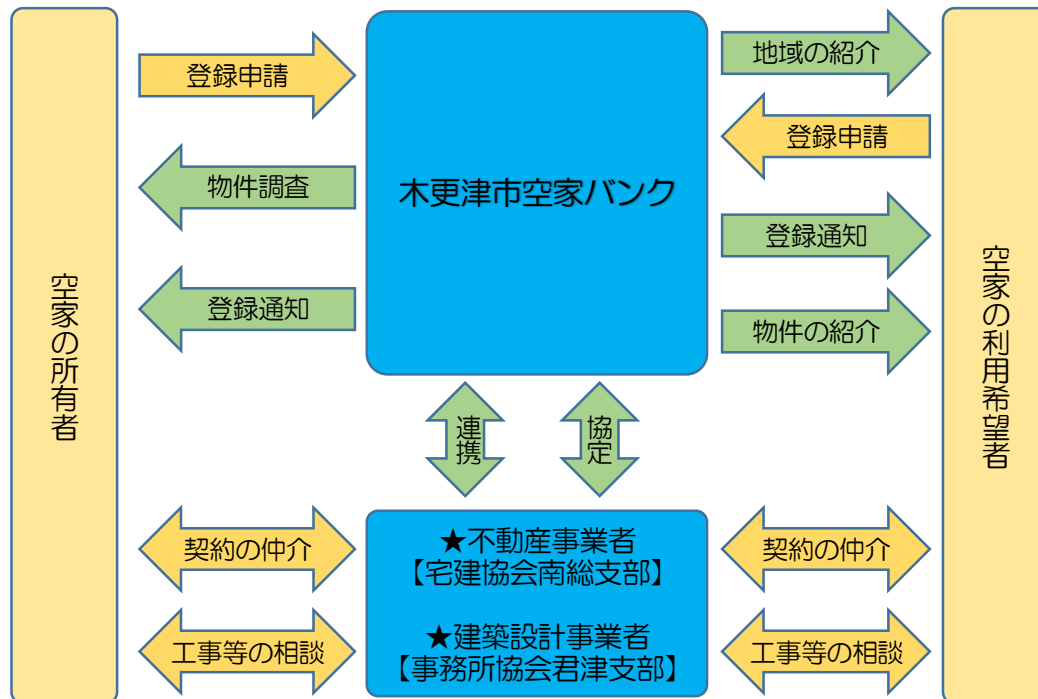


木更津市空家バンク制度（案）の概要

1. 空家バンク制度のイメージ図



2. 空家バンク登録及び利用要件

(1) 登録できる者

- 市内に所在する空家住宅を所有している個人
- 売買又は賃貸を希望する者
- 暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者でない者

(2) 登録できる物件

- 戸建て住宅の空家（兼用住宅を含む）
- 老朽化が著しくない・大規模な修繕を要しないもの
- 権利関係者全員の同意が得られているもの
- 専任媒介契約等の締結をしていないもの

(3) 利用できる者

- 定住又は定期的滞在を希望する者
- 子育て・高齢者支援など地域コミュニティの維持形成を図ろうとする者
- 暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者でない者

(4) 登録期間

- 原則 2 年間

3. 空家バンク制度の流れ

